

薬食発0331第3号  
平成26年3月31日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長  
(公 印 省 略)

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令の施行について

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第48号。以下「改正省令」という。）については、本日公布されましたが、その改正の趣旨等は下記のとおりですので、御了知の上、貴管下関係者へ周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記



第1 改正の趣旨

薬剤師法（昭和35年法律第146号。以下「法」という。）第22条の規定及びこれに基づく薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号。以下「規則」という。）の規定において、薬剤師は、災害の場合など厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、原則として、薬局以外の場所で販売・授与の目的で調剤してはならないこととされている。

また、その例外として、薬剤師は、医療を受ける者（以下「患者」という。）の居宅等において医師又は歯科医師が交付した処方箋に基づき調剤する場合には、処方箋中に疑わしい点があるかどうかを確認し、処方箋中に疑わしい点があるときは、その処方箋を交付した医師又は歯科医師（以下「処方医」という。）に問い合わせ、その疑わしい点を確認すること（以下「疑義照会」という。）ができることとされている。今般、現在の在宅での薬剤師の業務の実情を踏ま

## 2 調剤の場所の特例に関する特別の事情（新規則第13条の3関係）

(1) これまで、法第22条ただし書きの厚生労働省令で定める特別の事情として、「災害により薬剤師が薬局において調剤することができない場合」を規定していたが、これを「災害その他特殊の事由により薬剤師が薬局において調剤することができない場合」に改めた。

(2) ここでいう「特殊の事由」とは、患者の状態が居宅等で急変した場合など特に緊急の場合であって、その者を救命するためには、当該居宅等において新規則第13条の2に基づき、薬剤師が患者の居宅等で行うことができる調剤の業務以外の調剤の業務を行う以外に手段がないと処方医及び薬剤師が判断した場合である。

## 3 施行期日

改正省令は、平成26年4月1日から施行する。

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔府令・省令〕

○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令  
(内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛)

○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令  
(内閣府・総務・文部科学)

○中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令  
(内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境)

○確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令  
(内閣府・厚生労働)

### 〔復興庁令〕

○東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令(復興庁)

### 〔省令〕

○地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令(総務一八)

○住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(同一九)

○地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令(同二〇)

○放送法施行規則の一部を改正する省令(同二一)

○公害紛争処理法施行規則の一部を改正する省令(同二二)

○外務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令(外務二一)

○財務省定員規則の一部を改正する省令(財務一九)

○食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令  
(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境)

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境)

○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令(文部科学一六)

○独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令(同一七)

○国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令(同一八)

○特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令  
(文部科学・経済産業)

○国民年金法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働四一)

○職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令(同四一)

○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同四二)

○消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令(同四三)

○医療法施行規則の一部を改正する省令(同四五)

○健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令(同四六)

○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同四七)

○薬剤師法施行規則の一部を改正する省令(同四八)

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同四九)

○石綿障害予防規則の一部を改正する省令(同五〇)

○調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令の一部を改正する省令(同五一)

○厚生年金保険制度及び農林漁業団職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令  
(農林水産二三)

○農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する等の省令(同二四)

○農林水産省定員規則の一部を改正する省令(同二五)

○農林水産省組織規則の一部を改正する省令(同二六)

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同二七)

○農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令(同二八)

○エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令の一部を改正する省令  
(経済産業一四)

○原子力発電施設解体引当金に関する省令の一部を改正する省令(同一五)

○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同一六)

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一七)

○容器保安規則等の一部を改正する省令(同一八)

○電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(同一九)

○特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令  
(経済産業・環境一)

○船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令(国土交通三七)

○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令(同三八)

○道路法施行規則の一部を改正する省令(同二九)

(以下次のページへ続く)

一九

二五

三五

三三

三八

三七

三三

三二

三三

三三

三六

三七

三六

三三

三五

三五

三六

三六

三六

三六

三五

三六

三六

三五

三五

三六

三六

三五

第九條の二十第六号口中「百分の三十」を「百分の五十」に改め、「あつては、」の下に「おおむね五年間に」を加え、同条に次の一号を加える。

イ その管理する病院について、他の病院又は診療所に紹介した患者の数を初診の患者の数で除して得た数(以下この号において「逆紹介率」という)を維持し、当該維持された逆紹介率を高めるよう努めること。  
ロ 逆紹介率が百分の四十を下回る病院にあつては、おおむね五年間に逆紹介率を百分の四十まで高めるよう努めるものとし、そのための具体的な年次計画を作成し、厚生労働大臣に提出すること。

第九條の二十に次の一項を加える。  
2 がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に関し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院に関する前項の規定の適用については、同項第六号口中「百分の五十」とあるのは「百分の八十」と、同項第七号口中「百分の四十」とあるのは「百分の六十」とする。

第九條の二十二中「医療提供」の下に「及び他の病院又は診療所に対する患者紹介」を加える。  
第十九條第一項第一号中「耳鼻いんこう科」を「精神科、耳鼻咽喉科」に改める。  
第二十二條の二第二項第一号中「で除した数」の下に「(第三項において「医師の配置基準数」という)を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項の特定機能病院に置くべき医師については、同項第一号の規定による医師の配置基準数の半数以上が、内科、外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、救急科、脳神経外科、整形外科又は麻酔科の専門の医師でなければならない。  
第二十二條の三第三号中「医療提供」の下に「及び他の病院又は診療所に対する患者紹介」を加える。

附則

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に医療法第四條の二第二項の規定を受けている特定機能病院であつてその診療科名中にこの省令による改正後の医療法施行規則(以下「新規規則」という)第六條の四の規定に基づく診療科名を含まないものについては、当該診療科名の診療を開始するための計画を記載した書類を提出した場合に限り、平成三十一年四月一日までの間(当該計画に基づき当該診療科名を全て含むこととなつた場合には、当該計画に基づき当該診療科名を全て含むこととなつた場合)は、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現に医療法第四條の二第二項の規定を受けている特定機能病院であつて新規規則第二十二條の二第一項第一号に規定する医師の配置基準数(以下この項において「基準数」という)の半数以上が同条第三項の専門の医師でないものについては、当該専門の医師を基準数の半数以上置くための計画を記載した書類を提出した場合に限り、平成三十一年四月一日までの間(当該計画に基づき当該専門の医師を基準数の半数以上置くこととなつた場合には、当該専門の医師を基準数の半数以上置くこととなつた場合)は、なお従前の例による。

○厚生労働省令第四十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百九條第六項、第四百五條第八項及び第二百七條並びに船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五百五條の規定に基づき、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令  
(健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。  
様式第十二号(表面)、様式第十六号(裏)及び様式第十七号(裏)中「長28cm×3cm×10cm」を「長25cm×4cm×10cm(厚み1.5cm)」に改める。

(船員保険法施行規則の一部改正)  
第二条 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。  
様式第四号(表面)中「長28cm×3cm×10cm」を「長25cm×4cm×10cm(厚み1.5cm)」に改める。

附則

(施行期日)  
1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)  
2 第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則の様式により使用されている書類は、当分の間、同条の規定による改正後の健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

(船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)  
3 第二条の規定による改正後の船員保険法施行規則の様式により使用されている書類は、当分の間、同条の規定による改正後の船員保険法施行規則の様式によるものとみなす。

○厚生労働省令第四十七号

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成二十年法律第八十二号)第十五條第三項及び附則第十條の規定に基づき、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(平成二十一年厚生労働省令第七十五号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第一号中「六万三千八百四十円」を「六万四千四百円」に改め、同項第二号中「四万八千円」を「四万八千二百円」に改め、同条第二項中「一万三千三百七十円」を「一万三千四百二十円」に改める。

第十五條第一号中「百三十四万四千円」を「百三十四万七千円」に改める。

附則

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成二十六年三月以前の月分のハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成二十年法律第八十二号)第十五條第二項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金(次項において「非入所者給与金」という)の額については、なお従前の例による。  
2 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(以下「促進法規則」という)第十三條第一項ただし書の規定による非入所者給与金の支給の停止に係る非入所者給与金の月額については、平成二十六年七月までの間は、この省令による改正後の促進法規則第七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○厚生労働省令第四十八号

薬剤師法(昭和三十五年法律第四十六号)第二十二條の規定に基づき、薬剤師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令

薬剤師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。
第十三条の二中「薬剤師が、処方せんに疑わしい点があるかどうかを確認すること及び処方せんに疑わしい点があるときは、その処方せんに疑わしい点があるかどうかを確認すること及び処方せんに疑わしい点を確かめること」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一 薬剤師が、処方せんに疑わしい点があるかどうかを確認する業務及び処方せんに疑わしい点があるときは、その処方せんに疑わしい点があるかどうかを確認すること及び処方せんに疑わしい点を確かめる業務
二 薬剤師が、処方せんに疑わしい点があるかどうかを確認する業務を得て、当該処方せんに記載された医薬品の数量を減らして調剤する業務(調剤された薬剤の全部若しくは一部が不潔になり、若しくは変質若しくは変敗するおそれ、調剤された薬剤に異物が混入し、若しくは付着するおそれ又は調剤された薬剤が病原微生物その他疾病の原因となるものに汚染されるおそれがない場合に限る。)

第十三条の三第一号中「災害」の下に「その他特殊の事由」を加える。

附則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

厚生労働省令第四十九号

労働保険の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十一条第三項及び第十四条の規定に基づき、労働保険の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

労働保険の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働保険の徴収等に関する法律施行規則(昭和四十七年労働省令第八号)の一部を次のように改正する。
附則第一条の三を附則第一条の四とし、附則第一条の二を附則第一条の三とし、附則第一条の次に次の一条を加える。

(賃金総額の特例に関する暫定措置)

第一条の二 請負による建設の事業についての一般保険料の額の算定に際し用いる賃金総額の算定については、当分の間、第十三条第一項中「請負金額」とあるのは「請負金額に百八分の百五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」とする。

附則

(施行期日)

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 請負による建設の事業(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(第四項において「規則」という)第十三条の規定により賃金総額を算定するものに限る。)であつて、この省令の施行の際現に労働保険の保険料の徴収等に関する法律(第四項において「法」という)第七条の規定により一の事業とみなされているものについては平成二十五年の一般保険料に係る確定保険料の額の算定に際し用いる賃金総額の算定については、なお従前の例による。
3 前項に規定する事業であつて、平成二十六年に使用する全ての労働者に係る賃金総額の見込額が平成二十五年に使用した全ての労働者に係る賃金総額の百分の五十以上百分の二百以下であるものについては平成二十六年の一般保険料に係る概算保険料の額の算定に際し用いる賃金総額の算定については、なお従前の例による。
4 請負による建設の事業(規則第十三条の規定により賃金総額を算定するもの)に限り、法第七条の規定により一の事業とみなされるものを除く。次項において同じ。であつてこの省令の施行の日以前に労働者災害補償保険に係る保険関係が消滅したものであるものについては一般保険料に係る確定保険料の額の算定に際し用いる賃金総額の算定については、なお従前の例による。

5 請負による建設の事業であつて、この省令の施行の際現に労働者災害補償保険に係る保険関係が成立しているものうち平成二十五年十月一日前に当該保険関係が成立したものの(次項において「特定建設事業」という)に係る請負金額が同日以後に増額された場合については、当該事業についての一般保険料に係る確定保険料の額の算定に際し用いる賃金総額の算定については、この省令による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則附則第一条の二中「請負金額に百八分の百五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」とあるのは「請負金額から、平成二十五年十月一日以後に増額された額に百八分の三を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げる。)」を減じた額」とする。

6 前項に規定する場合以外の場合における特定建設事業についての一般保険料に係る確定保険料の額の算定に際し用いる賃金総額の算定については、なお従前の例による。
○厚生労働省令第五十号
労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第二十七条第一項、第三十六条、第五十九条第三項、第六十条第一項及び第六十三条の規定に基づき、石綿障害予防規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

石綿障害予防規則の一部を改正する省令

石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)の一部を次のように改正する。
目次中「石綿等が吹き付けられた」を「労働者が石綿等にはく露するおそれがある」に改める。
第三条第一項第一号中「吹き付けられた」を削る。

第五条第一項第一号中「以下同じ」を削り、「耐火性能を有する被覆材をいう。」等の下に「(以下単に「保温材、耐火被覆材等」という。)」を加え、同項第二号中「作業」の下に「(保温材、耐火被覆材等の封じ込め又は囲い込みの作業にあつては、石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。以下次条第一項第三号において同じ。)」を加える。
第六条第二項第二号中「の排気」を削り、「使用すること」を「設け、排気を行うこと」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

- 三 石綿等の除去等を行う作業場所の出入口に前室、洗身室及び更衣室を設置すること。これらの室の設置に当たっては、石綿等の除去等を行う作業場所から労働者が退出するときに、前室、洗身室及び更衣室をこれらの順に通過するように互いに連接させること。
四 石綿等の除去等を行う作業場所及び前室の前室を負圧に保つこと。
五 第六条第二項第四号の次に次の三号を加える。
第六条第二項第四号の次に次の三号を加える。
一 は、当該作業を開始した後速やかに、第二号のろ過集じん方式の集じん・排気装置の排気口からの石綿等の漏えいの有無を点検すること。
二 その日の作業を開始する前に、第三号の前室が負圧に保たれていることを点検すること。
三 前二号の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに前項各号に掲げる作業を中止し、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の補修又は増設その他の必要な措置を講ずること。
第六条第三項中「前条第一項第一号に規定する」を削る。
第六条の見出し中「石綿等が使用されている」を削り、同条第一項第二号中「除く」を「除き、保温材、耐火被覆材等の囲い込みの作業にあつては、石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。」に改める。

第二章第二節の節名中「石綿等が吹き付けられた」を「労働者が石綿等にはく露するおそれがある」に改める。
第十条第一項中「又は船舶」を「若しくは船舶」に改め、「天井等」の下に「又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物」を「に吹き付けられた石綿等」の下に「又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等」を加え、「その粉じんを」を「石綿等の粉じんを」に、「当該石綿等」を「当該吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等」に改め、同条第二項中「又は船舶」を「若しくは船舶」に改